

議事要旨(5) 企業会計基準適用指針「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の改正
【公表議決】

冒頭、小野委員長より、企業会計基準適用指針「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の改正(案)(以下「本適用指針案」という。)については、本日の審議の後、公表の議決を行いたい旨の説明があった。引き続き、小賀坂副委員長より、本適用指針案は企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の公表時に当委員会が意図していたことを確認するものであるため、公開草案の経路を経ずに公表するものである旨等の説明がなされ、続いて、前田ディレクターより、本適用指針案における改正点を中心に、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対して委員及びオブザーバーからは特段のコメントはなく採決が行われ、具体的な字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席した委員 11 名全員の賛成により、企業会計基準適用指針「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の改正」を公表することが承認された。

以 上